

職業能力開発促進法施行令の一部改正について

1 趣旨

技能検定は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、平成 24 年 4 月 1 日現在 129 職種について実施されている。

今般、職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）別表第 1 から「木工機械整備」職種を削除し、当該職種に係る技能検定を廃止する。

2 技能検定を廃止する職種

「木工機械整備」とは、木材加工を行う木工機械の調整、修理、保守点検等を行う職種である。

当該職種については、木工機械により木材加工を行う機械木工職種と知識及び技能が近接しており、また、近年、木工機械により木材加工を行う際は、木工機械の調整、修理、保守点検等も含めた一連の知識及び技能が必要とされていることから、機械木工職種に統合するものである。このため、個別の検定職種としては廃止することとし、技能検定を行う職種から除くものである。

3 公布日

平成 25 年 2 月 14 日

4 施行日

平成 25 年 2 月 14 日

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令新旧対照表
 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>別表第一(第二条関係) (略) 布はく縫製 (削る) 機械木工 (略)</p>	<p>別表第一(第二条関係) (略) 布はく縫製 木工機械整備 機械木工 (略)</p>